

建設経済常任委員会

令和5年5月31日（水曜日）午前10時58分開会

出席委員（8名）

委員長 大野 恭 男
委員 山形 紀 弘
委員 中里 康 寛
委員 中村 芳 隆

副委員長 小島 耕 一
委員 星野 健 二
委員 鈴木 伸 彦
委員 齋藤 寿 一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

出席議会事務局職員

書記 飯泉 祐 司

議事日程

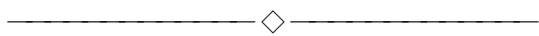
1. 開 会
2. 協議事項
 - (1) 6月定例会における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
 - (2) その他
3. その他
4. 閉 会

開会 午前10時58分

◎開会及び開議の宣告

○大野委員長 皆さん、本会議おつかれさまでした。

ちょっと早いのですが、建設経済常任委員会を開会いたします。今定例会議の建設経済常任委員会に陳情等出ていますので、慎重に審査していきたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願います。



◎協議事項

○大野委員長 それでは、早速、協議事項に入っていきたいと思います。

これ、行っていますか。

○飯泉書記 今、次第を飛ばしましたので。

○大野委員長 次第にあります(1)の6月定例会議における委員会の運営ということで今日話し合っていきたいというふうに思います。

まず、日程について事務局から説明をお願いします。

飯泉さん。

○飯泉書記 (6月定例会議における委員会の運営について説明。)

○大野委員長 ありがとうございます。

今、御説明があったんですけども、まず12日の日程に関して何か御意見ございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと考えてみたいと思うのは、その日1日でやるにしても、やっぱり現地を見てきたほうがいいんじゃないのかなと。それは審議の後ですか。

○大野委員長 今の鈴木委員の御意見は分かります。現地を見ることにしましてはまた別で、多分、鈴木

委員は現地を見てから審議をしたいという話なんですよね。それは承っておきます。

あと、何かありますか。

齋藤委員。

○齋藤委員 この日程ですと、陳情が6月12日月曜日の1日で最初にやる予定になっていますよね。ということは、当然、今鈴木委員が言うように、その前に現地視察をするということであれば、今、飯泉君が可能であるという6、7日のどちらかに現地調査をやって臨んだほうがいいというふうに思いますので、21、22日では全然間に合わないのということです。

○大野委員長 今、齋藤委員、鈴木委員のほうから御意見をいただきました。

まとめますと、要するに、陳情の審査等を行う前に現地を見てからというそういった形でのほうがいいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○大野委員長 そうしますと、飯泉さんから先ほど御提案があったんですけども、6日、7日と休会になると。事務局の都合とか、あと皆様の御都合とかあると思いますので、まず事務局的には都合のほうはどうでしょうか。

飯泉さん。

○飯泉書記 まず、事務局として気になったところとしては、議長の公務の予定が大丈夫かなというところだったんですが、今ちょっと見たら、入っていないようなので、個別に何かお話いただいているとかもないですね。

○山形委員 ちょっとないです。

○飯泉書記 であれば、恐らくそちらは大丈夫かと思えます。

あと、恐らく議会車を使って行く形になりますので、今ちょっとほかの委員会でも話していますから、もしそこがかぶったらちょっと御相談をさ

せていただく可能性がございますということになります。

あと、6日、7日でいいますと、実は私、6日の午前中に打合せを1件入れちゃっているの、6日になるようでしたら、そこを再調整いたしますので、どちらがよろしいかというところで。一応それは移動できる会議ですので大丈夫かと思えますというところです。

○大野委員長 中村委員。

○中村委員 台風2号の影響も出るという感じもありますと、随分ゆっくり来るようなものですから、早め早めにやってぶつかると大変ですから、6日、7日のどちらかといえば、私は7日がいいんじゃないかという気がいたします。

○大野委員長 ありがとうございます。

今、中村委員のほうから、7日でどうかという御意見がございました。

皆さん、いかがでしょうか。

〔「いいと思います」と言う人あり〕

○大野委員長 そうすると、あとは見る場所、どこを見てくるかという形になるかと思うんです。先ほど来、出ています太陽光のパネルの設置予定の場所、あと高林の工業団地ですか。あと、先ほど言われた明治の森、黒磯の現場ですかね、どんな感じなのかという。この3つあたりで大丈夫ですか。

〔「いいと思います」と言う人あり〕

○大野委員長 そうしますと、例えば7日の何時頃から行くとか。

〔「もう事務局に」と言う人あり〕

○大野委員長 事務局に一任でいいですか。

○山形委員 調整のほうは委員長と副委員長で。

○中村委員 極端に言えば、9時からやればお昼で終わるよとか、そういう見通しがつけば9時でもいいし。

○齋藤委員 そのほうがいいね、取りあえずね。

〔「副委員長、昼食は」と言う人あり〕

○齋藤委員 昼食を用意しないで終わるような形で。

〔「無理じゃないですか」と言う人あり〕

○小島副委員長 3か所といたら、大体午前中2か所、午後1か所になっちゃうから。

○飯泉書記 よろしいですか。

○大野委員長 はい。

○飯泉書記 私も多分、1か所、1時間程度はお時間がかかっちゃうんじゃない。だって、現地に行ったら多分聞きたいことがいっぱい出てくるんじゃないかなと私は思うんですけども、いかがですか。なければ、本当にさらっと見るだけであれば、午前中いっぱい、あるいは午後一で集まっていたいて午後だけということも可能かとは思いますが、その辺も含めて、ちょっと正副と御相談させていただくような形でよろしいですか。

〔「正副にお任せします」と言う人あり〕

○大野委員長 よろしいですか。

じゃ、検討して決まり次第お知らせします。

皆さん、ありがとうございます。

飯泉さん。

○飯泉書記 今、場所として、太陽光の現地と高林の工業団地、あと明治の森ということでお話いただいたところなんです、実は7日という日程では、先方とかには全くお話ししていないところですので、それ次第でちょっと変わるかもしれません。特に太陽光の関係は一般の方ですので、7日は都合が悪いと言われたときは御了承いただいて、場所だけ聞いて、ちょっと車で回って終わりみたいな形になっちゃうかもしれませんので……

〔「本人がいないほうがいいです」と言う人あり〕

○飯泉書記 いいですか。じゃ、御本人はいらっしゃらないことを前提でということで、かしこまり

ました。ちょっとそちらで調整させていただきます。

○中村委員 だって、明治の森だってまだ解体は始まっていないからね。柵を張って工事を始めますよという段取りをしているだけだから。誰の説明といったらば、担当者の説明を聞いて、建設業界も誰も来ていないと思うんだ。

○大野委員長 作業は始まっていないということですね。

○中村委員 今は「危険」の柵を張っただけだから。

○鈴木委員 でも、図面をもらって、これを解体してこんなふうに変えるんだよというのを……

○中村委員 現地にいる担当者の説明を受けなければいけません。

○大野委員長 太陽光については、市民の方は特段呼ばずに、我々で見ながら、横をちょっと確認しながらという形で。

○飯泉書記 じゃ、通るだけぐらいの形で想定させていただきます。

○大野委員長 次に、陳情が2件出ているわけなんですけれども、参考人を呼ぶかどうか協議いただければと思います。

鈴木委員。

○鈴木委員 本来は、陳情を私は呼んで、話を聞いてというふうにも思うんですけども、今回に関しては、現場を見て、条例をよく見れば分かるので、かえって聞かないほうが。逆に冷静な判断がしにくくなるような気がするので、私個人的にはいつもと逆で、見ないほうがいいかなと個人的にちょっと感じてはいるんですけども、皆さんから何か。

○大野委員長 今、鈴木委員のほうから、今回は参考人を呼ばなくても審議できるんじゃないかという御意見です。

山形委員。

○山形委員 前回、建設経済で多分太陽光の条例が出たんですけども、そのときは参考人を呼んだのか、ちょっとそれを。

○飯泉書記 あの際なんですけど、参考人を呼んだのもございますし、現地に参考人を呼んで現地を見るということをやっています。あわせて、たしか審議順が、その前の日程でたまたま環境課の審査があったので、環境課のほうからもその他のところで、太陽光の陳情に関して、今のところ制度的にどうなっているかとか、そういった説明を受けていたかと思います。

なので、その辺も必要かどうかというところをちょっとお話いただいたほうがよろしいかもしれないです。

○大野委員長 担当課を呼んでという形ですね。

○飯泉書記 そうですね。

○大野委員長 今、事務局のほうから話があったんですけども、担当課の職員さんをちょっと呼んで説明を、疑問のあるところとか……

〔「それはお願いしたい」と言う人あり〕

○大野委員長 説明を受けてという形で段取るような形でよろしいですか。

○鈴木委員 前回のやつもまだ採択しているじゃないですか。けども、その後の環境課に行って確認しないといけないし、初めての人もいますから、条例をもう一回復習して、市の考え方もみんなでもう一回きれいに、同じ条件内で確認してから今回の審査に入ったらいいんじゃないかと思います。

○大野委員長 鈴木委員のほうからは、みんなで情報を共有して慎重に審査するというので、担当職員のほうは調整してみます。

○飯泉書記 そうしましたら、確認なんですけど、担当課のほうに確認すべきは、まず制度の現状と、市としての考え方、かつこの間の陳情が採択されたことについて、何か動きがあるかということの

3点でよろしいですか。

〔「それだけあればいいね」と言う人あり〕

○飯泉書記 じゃ、そちらの旨を伝えた上で、日程について調整させていただきたいと思います。

7日の審査、現地に行った後とかのほうが皆さん御都合がよろしいのかなと思うんですが、よろしいですか。

〔「一回集まりますからね」と言う人あり〕

○飯泉書記 じゃ、ちょっとそちらで日程が大丈夫かどうか調整させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○大野委員長 じゃ、皆様、それで御了承ください。ちょっと復習になっちゃうんですけども、参考人は呼ばないという形でよろしいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 では次に、(2)のその他に入っていきます。

委員会の活動テーマについてということで、事務局のほうから説明をお願いします。

飯泉さん。

○飯泉書記 (活動テーマについて説明。)

○大野委員長 ありがとうございます。

ということで、あまり大きく幾つも取り上げないで、ぐっと絞った形でもよろしいかと思うんです。皆さん、何か視察で見たいとか、そういったものにつなげていけるような、それでいいものをつくり上げて、最終的に提言ができればという形に持っていきたいとは思っていますので、申し訳ないんですけども、12日の委員会終了後に話し合いを持ちますので、幾つか案をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

副委員長。

○小島副委員長 前のときには、例えばテーマと、

あと背景とか、検討内容とか、一つの小さいA5ぐらいのやつで、1枚ずつ各委員から1つぐらい出してもらって、その中から議論していったと思うんですけども、そういうふうには、口で言ってもなかなかあれなので、やっぱり事例をある程度出してもらって、その中から議論したほうがいいんじゃないかなと私は思うんですけども。

○大野委員長 今、副委員長のほうから御提案がございました。皆さん、いかがでしょうか。

○中村委員 みんなで出し合って調整しよう。

○小島副委員長 そうそう。

○中村委員 割に時間がかかるよ、そうすると。みんながめいめいに出したら、どれにまとめるか、一つにまとめるのに8人で出すわけだから。ある程度の目安というものはないんですか。

○小島副委員長 それとも、副委員長、委員長で原案をつくりませんか。

○中村委員 若干意見を公開した中で原案をつくっていくなら分かりますが、みんなそれぞれしっかりつくってきて、出して自分でお願いしますといったら、みんなばらばらになっちゃう。

○小島副委員長 前にやったときにもばらばらで、その中から選んでいったようなところがありますけれども。

○中村委員 テーマだからね。

○大野委員長 今、いろいろ御意見をいただきましてありがとうございます。

例えば、12日の時点では、ざくっとぼんやりでもいいと思うんです。ぼんやり決めて、背景はどうなのかというのを探っていったらみんなで作っていきというのも一つの手なのかなという感じもするんですけども。

中里委員。

○中里委員 皆さんに熟考して考えていただきたいというお話の中で、12日にお話し合いを持ちますけ

れども、12日の中でどうしても決めなければならないということではないと思うんです。

なので、さっき中村さんがおっしゃったように、8人が8人、その思いを込めた案を持ってきてしまっ、それを1つか2つに絞るといったら、なかなか難しいというのが現実だと思うんです。

なので、まず12日は市政の課題だったり、所管の中の課題を語り合いながら、その中で、正副の中で優先順位を決めていただいたりとか、提言にしなくても研究だけはできるとか、そういったこともあると思うんで、そういうことも含めながら、なるべくだったら正副にかじ取りをしていたきながら、我々はなるべく意見は出すので、決めていただきたいなというふうに思います。

○大野委員長 ありがとうございます。

副委員長、よろしいですか。

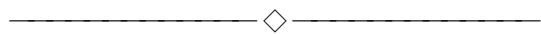
○小島副委員長 そのときに議論すれば。

○大野委員長 じゃ、12日にさくっと大きく、そのときに決まらなくても、追々決まっていくと思うので。

山形委員。

○山形委員 今みたいに私も、所信表明で議員間討議の充実と言ったので、そういうふうな感じで皆さんから吸い上げて、うまく討議に結びつけて、それがやがてうまくまとまっていたけるとありがたいと思うので、委員長と副委員長、頑張ってください。

○大野委員長 忌憚のない御意見を出しながら、いいものをつくっていきたいと思いますので、ぜひ案というか、こんなことをというのをよろしくお願いします。



◎その他

○大野委員長 じゃ、次に進めていきます。

3のその他に移ります。

積立てが6月からということで、事務局から説明があります。

飯泉さん。

○飯泉書記 (事務連絡。)

○大野委員長 ありがとうございます。

皆様から何かございますか。

山形委員。

○山形委員 委員会の所管事務調査は、何月ぐらいに予定するのかなと思って、どうにかそちらに行きたいので。

○大野委員長 飯泉さん。

○飯泉書記 一応、何となく検討のほうはしてみんですが、今から申込みという形になると、ちょっと7月は厳しいかなというところがございます。7月が駄目だったらいつになるか、8月はもう9月の準備が始まっちゃいますので、なかなかそこも厳しいし、9月は議会があるしということできくと、10月時期かなと。10月、11月の頭ぐらいの時期になるかなというところでは思います。じゃ、そこを逃すとどうなるかということ、12月末、12月定例会議が終わった後の1週間とか、年が明けまして、あまり早いとあれですから、15日から二十何日までの後半の部分、そこみたいな感じになりますので、最初の10月、11月あたりに焦点を合わせたほうがよろしいのかなとは何となく思っています。

○大野委員長 ありがとうございます。

今、そのようなことで、暑くもなく寒くもなくというような……

[「委員会の課題もできるしね」と言う人あり]

○大野委員長 それは追々、大体そのくらいかなということで頭に入れておいてください。

○山形委員 分かりました。

○大野委員長 そのほか何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないですね。



◎閉会の宣告

○大野委員長 じゃ、以上で建設経済常任委員会を
終わります。

ありがとうございました。

閉会 午前11時30分

建設経済常任委員会及び予算常任委員会（第三分科会）

令和5年6月12日（月曜日）午前10時00分開会

出席委員（8名）

| | | | |
|------|--------|-------|--------|
| 委員 長 | 大野 恭 男 | 副委員 長 | 小島 耕 一 |
| 委 員 | 山形 紀 弘 | 委 員 | 星野 健 二 |
| 委 員 | 中里 康 寛 | 委 員 | 鈴木 伸 彦 |
| 委 員 | 中村 芳 隆 | 委 員 | 齋藤 寿 一 |

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

| | | | |
|--|-----------|---------------------------|-----------|
| 市民生活部長 | 河 合 浩 | 市民課長 | 高 塩 浩 幸 |
| 市民課長補佐 兼戸籍係長 | 高 橋 美 由 紀 | 市民係長 | 渡 邊 純 子 |
| 産業観光部長 | 織 田 智 富 | 政策審議監 | 神 山 徳 久 |
| 農務畜産課長 | 君 島 一 宏 | 農務畜産課 課長補佐 | 宇 賀 神 晶 子 |
| 農業振興係長 | 青 木 洋 人 | 農務畜産課 主査（係長級） | 三 山 裕 樹 |
| 担い手支援 係長 | 田 中 幸 子 | 畜産振興係長 | 室 井 敬 弘 |
| 商工観光課長 （DMO推進 担当） 兼観光振興 センター所長 | 波 多 腰 治 | 商工観光 課長補佐兼 商工係長 | 杉 本 功 |
| 観光係長 | 生 井 龍 介 | 企業立地係長 | 萩 島 章 宏 |
| まちなか 交流センター 館長 | 石 塚 昌 章 | まちなか 交流センター 主査（係長級） | 印 東 歆 之 |
| 建設部長 | 富 山 芳 男 | 道路課長 | 高 野 茂 |
| 道路課長補佐 兼建設係長 | 岩 波 秀 典 | 管理係長 | 大 島 尚 恭 |

維持係長 室井 貴彦

建設係副主幹 岩本 和也

用地係長 遅沢 友則

出席議会事務局職員

書記 飯泉 祐司

議事日程

1. 開会

2. 審査事項

[陳情審査]

- ・陳情第5号 別荘地内の太陽光発電設備事業に関する陳情
- ・陳情第6号 別荘地内における太陽光発電設備設置に関する陳情

[産業観光部]

- ・産業環境部長挨拶

[農務畜産課]

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第61号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

[商工観光課]

- ・議案第64号 損害賠償の額の決定及び和解について
- ・議案第65号 損害賠償の額の決定及び和解について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第61号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

[市民生活部]

- ・市民生活部長挨拶

[市民課]

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第61号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

[建設部]

- ・建設部長挨拶

[道路課]

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第61号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

3. その他

4. 閉 会

開会 午前10時00分

◇

◎開会及び開議の宣告

○大野委員長 おはようございます。

建設経済常任委員会、本日1日になるかと思うんですけども、いろいろな御意見聞かせていただければというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

じゃ、代理で、すみません。

○飯泉書記 (事務連絡)

○大野委員長 ありがとうございます。

ただいまから6月定例会議の建設経済常任委員会及び予算常任委員会(第三分科会)を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名です。

審査の日程及び審査順は、次第のとおりでございます。

今定例会議におきまして、当委員会が審査すべき案件は、陳情2件、損害賠償の額の決定及び和解案件2件の合計4件であります。

予算常任委員会付託案件のうち当分科会で審査する案件は、補正予算案件1件であります。予算に関する案件につきましては、関係所管課のところ随時分科会に切り替えて審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行への御協力をお願い申し上げます、御挨拶といたします。

◇

◎陳情審査

○大野委員長 それでは、次第2、審査事項に入ります。

それでは、ただいまから陳情の審査に入ります。

◎陳情第5号の審査

○大野委員長 陳情第5号 別荘地内の太陽光発電設備事業に関する陳情を議題といたします。

まず、陳情第5号について、事務局に説明させます。

事務局。

○飯泉書記 (陳情第5号について説明。)

○大野委員長 ありがとうございます。

それでは、各委員の意見をお受けいたします。

中里委員。

○中里委員 陳情書の中に別荘地という言葉がございますけれども、この別荘地というものは法令上の定義はなく、いわゆる用途がない地域を条例に加えるのは困難ではないかなというふうに思います。

この陳情の趣旨を見たときに考えられることなんですけれども、いわゆる規制をしてほしいということではありますが、現状の太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の中で、近隣住民にしっかり説明をしてくださいということはこの現状の地域との調和に関する条例の中に含まれております。したがって、現状の条例で陳情者が訴えているものというのは網羅されているというふうに考えますので、この陳情に関しては不採択という形のほうがよろしいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○大野委員長 ありがとうございます。今、中里委員のほうから御意見ございました。

ほかに御意見ございますか。

山形委員。

○山形委員 今、中里委員が説明したとおり、この条例でほぼほぼのことが網羅しているというふう

なお話を聞きました。

よって、中里委員と同じように不採択でいいのではないかというふうな同じような意見でございます。

以上です。

○大野委員長 ありがとうございます。

今、お二方から別荘地という言葉自体が何ていうのかな、ないという言い方はちょっと失礼になってしまうんですけども、ただ条例の中には別荘も含めて盛り込まれていると、もともと。あとは、るる御説明あったように住宅地等の閑静な土地とかその辺はいつでも網羅されている、あとは説明なんかもするようになっていくという御意見もございまして、この陳情に対しては不採択でいいのではないかという御意見がございました。

そのほかにも御意見があればお願いいたします。ないですか。

中村委員。

○中村委員 今の両委員から言われましたのに賛成なんですけど、要するに陳情5号の形で環境も保護すべき区域であって住宅地への管理も保持すべき、必要であるということは認めているわけですから、その中で住宅地じゃなくて別荘地を抑制区域を制限してしまっているという意味が本人の勘違いではないかと思うので、普通の一般常識で考えれば、住宅地としての理解をすれば別荘地と住宅地を区別しなくても何ら除外されているという認識には私はならないと思いますので、ちょっと本人の陳情の申請の仕方が若干理にかなっていないということを考えますと、何ら不採択でよろしいんじゃないかと思うので、

○大野委員長 そのほか御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○大野委員長 ないようですので、討論に入りたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

それでは、本件を採択すべきものとするかお諮りいたします。

陳情第5号 別荘地内の太陽光発電設備事業に関する陳情について、採択すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○大野委員長 挙手少数と認めます。

よって、陳情第5号は不採択とすべきものとするに決定いたしました。

以上で陳情第5号の審査を終了といたします。

—————◇—————

◎陳情第6号の審査

○大野委員長 続きまして、陳情第6号 別荘地内における太陽光発電設備設置に関する陳情を議題といたします。

まず、陳情第6号について、事務局に説明させます。

事務局。

○飯泉書記 (陳情第6号について説明。)

○大野委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

それでは、各委員の意見をお受けいたします。

齋藤委員。

○齋藤委員 陳情6号の陳情内容で各①、②、③という陳情でありますけれども、①に関しては先ほ

どのものと一緒に、別荘地というものの定義がないというところで条例を設けるのは非常に難しいというか、ほぼできないというふうなのが一つあって、②に関しましては、那須塩原の事前協議段階では別荘地内に説明を行うことということであるんですが、これに関しましては近隣でこういうものができるときには説明会は別荘地にかかわらず、全部が対象になっていますので、この辺もちよっとそぐわないという陳情内容になっておりますので、あと右のほうにあります別荘地内の設置については、別荘地の活用保全するような自主的な抑止力のある条例を設置するというところで、先ほど言ったように、こういう条例というのは別荘地の定義がないので、できないというところから今回の陳情内容に関してはなかなか採択するのは難しいかなというふうに考えます。

○大野委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ほかにないようですので、討論に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

それでは、本件を採択すべきものとするかお諮りいたします。

陳情第6号 別荘地内における太陽光発電設備設置に関する陳情は、採択すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○大野委員長 挙手少数と認めます。

よって、陳情第6号は不採択とすべきものとするに決しました。

以上で陳情第6号の審査を終了といたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時15分

○大野委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎産業観光部の審査

○大野委員長 次に、産業観光部の審査に入ります。

初めに、産業観光部長から御挨拶をお願いいたします。

○織田産業観光部長 (挨拶。)

○大野委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎農務畜産課の審査

○大野委員長 ただいまから農務畜産課の審査に入ります。

農務畜産課の皆様、お疲れさまです。

農務畜産課については建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、建設経済常任委員会を予算常任委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。

—————◇—————

◎議案第61号の説明、質疑、討論、採決

○大野委員長 それでは、議案第61号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○君島農務畜産課長 （議案第61号について説明。）

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中里委員。

○中里委員 こちらの中山間地域実践活動支援事業の補助金のほう、こちらの30万なんですけれども、何団体に補助金を交付するものなのか、お伺いいたします。

○大野委員長 課長。

○君島農務畜産課長 こちらは1団体に交付をさせていただきますと予定となっております。

○中里委員 了解です。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 同じ場所で先ほど国庫の内示が出たというふうなことで、想定していた内示の金額と同等だったのかどうか、その辺を伺います。

○大野委員長 課長。

○君島農務畜産課長 山形委員おっしゃいましたように、同程度の内示ということで頂いて、こちらの減額のほうさせていただきます。

○大野委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 では、質疑の途中ですが、議員間討論に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第61号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第61号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

農務畜産課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時27分

○大野委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎商工観光課の審査

○大野委員長 ただいまから商工観光課の審査に入ります。

商工観光課の皆様、お疲れさまです。



◎議案第64号の説明、質疑、討論、採決

○大野委員長 それでは、議案第64号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○波多腰商工観光課長 (議案第64号について説明。)

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齋藤委員。

○齋藤委員 この問題はずっと議会のほうでも論議を醸しているわけでありましてけれども、本当に2年間の貸付企業、あるいは県に問い合わせても資料が残っていないというそういう啞然とするような答えの中で、市としてはせっかく来ていただいた工業団地に企業を興す方々には今るの説明があったように補償をしなけりゃいけないというのは当然分かる問題でありますので、今後やっっていくに当たって、本当にこれから出る金額に対しては全額を取り戻すようなものをきちっと闘っていかなくちゃならないんだろうなというふうに思っております。

1つ疑問に思っているのは、4つの損害別が①から④というところで今御報告を受けて、撤去に関する費用、増額に関する費用、そして操業開始が遅れるものとこれは自分も理解するところでありましてけれども、3番目の将来の撤去費用というところで、当然今は将来の操業というのではないので、ゼロ円というところでありましてけれども、これが

もし操業始まってまた増築をしてやるという部分においては同じ利率というか、損害賠償率で損害をしていくのかというのをまず1点。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 今御質問いただきました将来の部分の損害賠償になりますけれども、まず今回の議案で上げさせていただいているもの、64号で上げさせていただいている立地企業につきましては全面掘削をしているということから将来の部分は出てこない、全面を掘削をしているので、全て確認はした上でものになるので、実数として損害賠償をさせていただいております。

ほかの立地企業さんにおきましては、やはり今回は掘削をしない部分につきましても、基本的には今回の工場棟を建てたときに出てきた碎石の量と同じ割合で700mm超えのものが出るであろうという想定で賠償をさせていただいております。

○大野委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 了解しました。

先ほども言っているように、この問題は本当に当然この金額というのは税金から支払われるというところで、立地企業に売却した金額もあるけれども、税金で支払いをするというところで非常に今、徐々に市民にこの情報が知れ渡ってきていて、市民からの問合せも自分も何件か受けていますけれども、やっぱりこの問題は絶対に全額を取り戻すようなことをしないと、市民はちょっと黙っていないよみたいな話がありますので、粛々とやっていただければと思います。

○大野委員長 ほかにございますか。

中村委員。

○中村委員 積算根拠4通りお聞きさせていただきました。そんな中で〇〇〇〇さんのその敷地は全部700mm以上は撤去しましたよという形の中で7,000立米ですね、これ。その7,000立米に対して

9,948万円を補償しますよという結果ですが、本来全部撤去しなさいよということは、これはそもそも役所と〇〇〇〇さんの中で今後の見透しを立てるためにそういう打合せをしてやったかどうか、まず1点それを先に聞かせてください。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 今回の議案第64号の損害賠償につきましては、先ほど話をさせていただきましたように、全面掘削をして全ての砕石について確認をした上で撤去しているということですが、今回64号の議案の立地企業につきましては、砕石の量がほかの区画よりも相当程度多かったところ、それから先日御覧いただいたとおりの大きさも非常に大きいものが出てきていたところから、立地企業さんとしては全面を確認をしないと、先ほどお話出ました将来の部分も同じ割合で本当に出るのか、もっと多く出てきたり、もっと大きいものが出てきたりという不安があるというお話をさせていただく中で、それでは全面を掘削する部分についても市として損害賠償を考えますというお話をさせていただいた上で着手をしていただいております。

○大野委員長 中村委員。

○中村委員 分かりました。

そういうふうにしてお互いにやるのは結構なんです、そのとき市のほうで独自に土壌改良というんですか、残土運搬をして産廃に、その出た砕石を運んだとしまして、よく言われるように立米当たり1万円ぐらいなら施工工事ができるんじゃないかという普通の一般常識で出ているんですが、産廃に持って行って。

今回は9,948万円の補償をします、そういった積算に対するチェックはきっちりされたのかというのと、市独自に全部きれいにしてもう一回じゃどうですかというような話もできた可能性も

あったんですが、そういったものについてどう考えるのか。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 まず、1つ目の金銭的な単価的なもの話なんですけれども、こちら先ほどの御説明の中で申し上げましたとおり、まず市の公共工事で発注したものと比較して安価かどうかというところにつきましては、基本的に単価として安価でできているというふうに考えています。

ただ、今回この9,948万円の部分が大きくなっている一つの要因としましては、先ほどもこれは申し上げましたが、建設工事がある程度進んでいる状態で砕石が出てきたということもございまして、通常の工事よりもやはり手間がかかる状態、既に建設している部分を養生したりとか、そういった部分が必要になってきているというところがあったことから、費用が通常よりも大きく出てしまっているというところになります。

同じ理由で、やはりある程度、建設工事が進んでいる状態ですので、市のほうで代わって砕石を撤去するということは現実的には難しい状況であったということから、立地企業に砕石の掘削についてはお願いをするという判断をさせていただいたところであります。

○大野委員長 中村委員。

○中村委員 そういう事前協議もやって、しっかりと取り組んでいたということは理解をさせていただきます。

あそこの企業全体で〇〇〇〇さんが最初に工事着工されてすぐに大きい石が出てきて、近隣の企業さんも〇〇〇〇さんの現場、すごい現場になっていますよといううわさは出始めたのが一番先だったんですよ、実際やって。現在こういうふうにして損害賠償出る前に1億ぐらいの補償金が出るんじゃないのかなといううわさが若干団地内で広

がったのを私は聞いているんです。そんなに大きい石なんですかという話だったんですが、要するにあの地域全体的によりも、あそこに集中されて700mm以上の大きい砕石が捨てられていたということ象徴するような感じですよ。

ほかを見ますと何千万ぐらいの補償ですから、びっくりするほどのものは出ていないということで、あそこに集中しているところをたまたま〇〇〇〇さんが購入したところだという理解をするとやむを得ないのかなと思いますが、それにしてもあそこ市で契約したものは1億600万ぐらいですよ。これしますと2億3,000万補償しますと。

本当に普通の売買契約では信じられないような結果になっていますので、さっき部長がすっきりするような結論を出したいということだったので、何となくこれすっきりさせるためには大変な能力が必要だと思うので、それが心配されるんですが、いずれにしても5社の聞き取りをやって工事の原因究明をするということでも、はっきり言わせて水かけ論みたいになっちゃって、なかなか原因究明しても裁判になっても長時間を要するような形になるんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 今現在顧問弁護士のほうと今後の進め方について様々な手法を検討させていただいているところです。確かに議員がおっしゃられるとおり、簡単なお話ではないという状況なのは、当然把握はさせていただいております。先ほど来、お話が出ているとおり、単にできる限り賠償として払った金額は回収しなければいけないというところで考えておりますので、それも可能な限り早く回収をさせるというところ、それから今回のお話に関しては時間が経過してしまうと、証拠というか、事実関係を明らかにするというこ

とも難しくなるということから弁護士のほうともできる限り早急に解決というか、お話について整理していく必要があるという認識は持っております。

○大野委員長 中村委員。

○中村委員 大変な努力でございますので、本当に弁護士さんともよく相談をしていただきまして、相手もかなり立派な弁護士を抱えている企業でございまして、大変かと思いますが、法律的には県のほうではクリアされているという一点張りされると、法律ではどうしても裁判関係でも不利にこっちが動く可能性が強いものですから、それともう少ししっかり勉強していただきまして、できれば全額県のほうからそういう施工業者さんからいただければ最高だと思うんで、そういったものを期待しながら、私の質問を終わります。

○大野委員長 ほかに質疑はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 これは補償に関する議案なので、そことの関係は認識をされていたんですが、誰かが補償すべきものだと思うんですけども、原因者が那須塩原市民では本来ないと、その不条理というのがあろうと思うんですけども、それは行政である県がもう2年間ですよということで責任はないですよ、あとは直接原因者を探して自分たちで解決しなさいというのは行政がやることではないように私は感じるんですよ。

質疑なんですけれども、これだけの金額に対して県はいまだ何も責任を取らない、そういうスタンスでいるのかについてちょっとお伺いしたいんですけども。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 市は、直接購入したのが相手方、土地開発公社ということになりますので、先ほどお話が出ました県の土地開発公社との契約

の中で2年間の瑕疵担保というところは、法律上は切れているということは以前御説明したとおりになりますけれども、これまでも原因究明をする部分で、当時の資料の提出とか、そういった部分でこれはトンネル工事を発注した土木事務所もそうですけれども、御協力はいただいております。

ただ、今御質問のあった今回損害賠償に対して何らかの責任を考えると、そういった御発言はありません。ただ、今後どういった形でこの問題について整理していくかについては、先ほどもお答えしましたとおり、顧問弁護士のほうとよく相談しながら、そういった今議員の御質問のあった部分についても何らかの対応ができるかどうかは、検討していく必要があると考えております。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 汚したのは県開なんでしょうけれども、そうすると、日本中過去にこういう事例というのはなくて、こういう事案というのは今回、那須塩原市が初めてだったという基本で理解してよろしいですか。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 今回の那須塩原市の事案、全く同様のことというのはぴったり当てはまるようなものというのではないですけれども、当然公な自治体とかが購入した土地に、例えばごみとか産業廃棄物が埋まっていたとか、そういった事例はございます。そういった事例も参考にしながら、どういった手法があるかということについて、弁護士さんのほうと相談、検討をしているということになります。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 似たような事例があるのであれば、どういった解決策を取ったのかということであれば、お伺いしたいんですけれども。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 まず1つは、現在行っている原因調査の部分で施工業者に聞き取りを行っておりますけれども、当然今回碎石が出てきておりますので、碎石をあそこに運んだり、もしくは土の中に埋めたという施工業者がいるはずですので、基本的にはほかの事例でも原因をつかった相手方を特定して、その原因者に対して請求するという形がまずは基本ということで、その例を参考に今我々としては原因者の特定をするという作業を進めているということになります。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 あと、どうしても2年間という期間があったと思うんですけれども、それが分かるまでには今がそうなんですけれども、買い取ってから2年間で出てくる、出てこない可能性のほうが当時だってそういうことできたと思うんですよ。それなのに2年という期間の保証期間というような形になっていたんですけれども、そのこと自体に何か問題がこうやって事件というか、事故が起きたときに、その2年間ということ自体に何か問題というのはないんですか。工事やるまでに、県がやっている工事がスタートしているのに、本来のこういう団地として利用するまでの間がずっとあるわけですよね。それを引き受けるまで市が取ってもまだ工事が始まるのに時間がかかるんですけども、2年間という考え方に不適當だったような気がするんですけれども、その辺の考え方はどんなふうに理解したらよろしいですか。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 瑕疵担保責任の期間の2年間というところになるかと思うんですけれども、まず今回の案件に関して申し上げれば、結果として碎石が出てきておりますので、2年間という期間をもっと長く設定をしておけば、その瑕疵担保責任を取れたという可能性は当然あるという

ふうと考えております。

ただ、当時瑕疵担保責任の期間については、基本的に土地開発公社から土地の売買をする場合は、1年、もしくは2年というのが通例であったところから設定したというふう聞いておりますので、当時、今回土木事務所が仮造成をしたということもあって、そこまでの今回のような大きな石が埋まっているというようなことは想定できなかったため、通例どおりの瑕疵担保の2年間ということにしたということになるかと思えます。

これは3月定例会議の常任委員会の中でも申し上げましたが、今回の事案を受けて、将来的に仮に那須塩原市のほうで別の産業団地を造成していくということがあった場合の再発防止策という点では、当然瑕疵担保責任期間を長く取るということも必要ですけれども、やはり事前に現場のほうを掘削するなりして、調査をするという必要があるというふうには考えております。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 最後にしますけれども、県と那須塩原市、同じ行政同士で、これだけの那須塩原市に損害が出た原因は、確かに法律上の保証とか担保期間とかそういうのがあるんでしょうけれども、明らかに工事の段階で管理ミスがあったと、私はこれ打合せと、こんなでかいのが入らないように管理すべき立場の県だったと思うんですよね、商品化するときに、それが売渡しの後に出てきたときに、法律を盾にしてもう責任がないんだと。まさに法律で行政はやっていくんだと思うんですけれども、その責任というのは、県はどんなふうにおっしゃっているんですか。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 先ほどもお答えをさせていただきましたとおり、これまでの原因者の特定の調査には当然協力をいただいているという状況が

ありますし、今回の碎石が出土した原因が現段階でははっきり分かっていないという状況です。先日現場のほうを確認していただきましたとおり、市の状況からするとトンネル工事の残土の可能性が高いというふうには考えておりますけれども、先ほどお話が出ましたとおり、今後訴訟というようなことがあります、証拠等の提出というところにもなりますので、現段階では原因が特定していないというところから、市のほうから土地開発公社なり、県のほうに今お話があった監督責任とか、そういったお話を現段階でする段階ではないというふうには考えております。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 すみません。そろそろやめなきゃと思っていますけれども、県というあれだけの施設の機関ですよね。ああいう想定していないでかいのが入っていて、会社で工事の管理をしていたわけですよね。そのことについて売り渡してしまって担保責任がないということで法律上、責任はないんだというスタンスだと思っていますけれども、でも工事が最初から埋まっていたのもそうだったんですけれども、造成によって出てきたと思われるものについて、責任がないというふうに突っばねているようにしか思えないんですけれども、これだけの金額なので、今後県は何らかの対応してくれる、これ那須塩原市は払ってしまうわけですけれども、その後何か県としては那須塩原市に対して何かこういった賠償額に関して今後何も関与せずというスタンスなのか。

自力で原因者を見つけて損害額の回収に関してやってくださいというスタンスでいるのかどうか、もし分かればお答えいただけますか。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 これも繰り返しにはなってしまいますけれども、まず原因者の特定を今進め

ている中で、そうした開発公社、それから県の土木事務所のほうも資料の提供等の協力はいただけるというところは同じお話ですが、されております。県のほうで何らかの責任を考えると、そういったお話は、現段階のところでは出ておりませんし、先ほど申し上げましたとおり、まずは原因を特定するというところが先のお話だというふうに考えています。

○大野委員長 ほかに質疑ございますか。

山形委員。

○山形委員 じゃ、一個だけ。4つの責任ということで、一番最後ですね。操業に遅延する1年半ということで、資材の高騰、人件費の増加というようなことをお話ししていました。見積書を出していただいて、普通の公共工事より安価であるというふうなお話だったんですが、どれぐらいの安価だったのか、金額は幾らだったか分かりますか。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 おっしゃるとおり、安価だったというところは確認しておりますが、様々な工種というかがございまして、物によって多分ばらつきがあります。平均、すみません。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 見てどれだけ安価だったということを書いていただければ、それで中身は。

○大野委員長 係長。

○萩島企業立地係長 公共工事の積算工事の直工の部分になるんですけども、大体公共工事で積算した金額に対して8割から9割ぐらいの金額になっています。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、1億2,000万円ということになると8割、9割というと、そこから1億切るぐらいの金額ということではよろしいんですか。そういうことで了解です。

○大野委員長 ほかに質疑はございますか。

小島副委員長。

○小島副委員長 やはり原因究明が重要だということですね、これから。特に土木事務所からの資料提供を得て、調査するんでしょうけれども、一般でやれば証拠を集めたりなんかは警察なんかやるわけですが、今回そういう証拠集めみたいなものをどういう形でやっていくのか、お伺いしたいと思います。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 まず、現段階では先日の議員全員協議会でも御説明しましたとおり、工事の施工業者ですね。トンネル工事、それから市のほうで産業団地を造成したときの造成工事の工事事業者、こちらのほうに当時の状況を尋ねるところで調査を進めています。

あと、もう一つは、これは今後のお話になるんですが、出てきた石ですね。先日現場で御覧いただいた石のほうトンネル工事によるものなのかどうかということ特定というか、させる方法を今検討しております。幾つかのやり方があるところなんですけど、まだ手法については特定しておりませんので、それが明らかになってきた時点でまた改めて御説明はさせていただきたいと思っております。

○大野委員長 小島副委員長。

○小島副委員長 市の職員が全部やるのか、例えばある程度専門的な人に依頼するとか、同時にするというのも方法だと思うんですけども、どういう形で全部市の職員が調査なりそういうのをしていくのか、それともある程度、弁護士さんだつて、実際に調査をしないと思うんですけども、弁護士さんはアドバイスするだけで。そういう中で証拠をどのような形で調べていくのか、お伺いします。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 おっしゃるとおり、これまで市の職員の担当が直接証拠なり原因の究明というところに当たってまいりましたが、先ほど申し上げましたとおり、例えば石の特定とかそういった部分、我々の知見では到底及ばないものになってくるのが想定されますので、そういった必要な資料とか、証拠について集める際に、専門家に御協力をいただくという場面が出てくるのかなという想定はしております。

○小島副委員長 分かりました。

○大野委員長 星野委員。

○星野委員 1点だけですが、先ほど山形委員が聞いていて、私もそう思うんですよ、どれぐらいの安価でできたのかとあって、ただ普通の工事の場合は、確かに市が出すのは公共工事として安全性なんですけれども、こういったときの場合、撤去ですよ。撤去の場合、変な言い方じゃないですけども、入札ではないですけども、やって、9,994万円より安くできる業者が実際にはどうですか、現実的には。ただ、公共工事はきちっとしたものになりますけれども、撤去の場合どうなんですか。それで今後のことも考えて。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 恐らく公共工事の場合は、いろいろな安全基準とか、そういったものに配慮して必要な手順を踏んでやる工事なので、それなりの金額の積算がされているけれども、例えば公共工事でなければ手順を省略とか、省いたりすることが可能というような意味でしょうかね。果たして、じゃそれが幾らなのかというところは、申し訳ございません、我々としては把握していないところになりますので、例えばおっしゃるとおり、安くできるところがあるかもしれないですけども、やはり市のほうとしてはちゃんとした安全基準とか守った上での施工をしていただくという考

え方で損害賠償を考えるべきだと思っておりますので、あくまでも比較対象とするのは公共工事の単価等を参考にすべきだという考えで賠償金等のほうは決定させていただいています。

○大野委員長 星野委員。

○星野委員 そうですね。確かにやっつけ仕事ではないけれども、やった後にまた抜けちゃったと、これまた大変なことになりますから、ただ解体なんかも業者によっては随分値段の差があるということだったんで、そんなことがあったんでちょっと聞いてみましたけれども、分かりました。了解です。

○大野委員長 そのほか質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの御意見はございますか。

齋藤委員。

○齋藤委員 議員間討議を申込みたいと思います。

○大野委員長 今、齋藤委員から議員間討議を申込みたい、どの点について討議していきますか。

○齋藤委員 今回の損害賠償の額の決定というのは、当然我々議会が承認をしなければならない部分の最終段階に来ておりますので、この問題に関しましては3月定例会議、自分は違う委員会にいて、議員全体でも委員会に委ねるという部分で今回委員会の開催があつて、我々初めての損害賠償についての決定を委員会でしなきゃいけないというところがありますので、この辺はもう少し詰めた討議をしたいなという部分は思います。

○大野委員長 今、齋藤委員のほうから御意見がございました。

齋藤委員の意見に対して皆さん御意見をお伺いしたいと思います。

鈴木委員。

○鈴木委員 齋藤委員がおっしゃることに私も賛成なんですけれども、これただ単にこの時間の1時間、2時間や討議したところで、何の原因追求もできないまま終わってしまうんですけれども、それでいいのかという感じはするんです。

○大野委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 当然今ずっと先ほどから説明して、まず前回の3月のときも説明している中で、これ我々が立ち入る部分ではないと思うんですよ。もう法律で来るので、非常に不利な立場が那須塩原だなという部分があって、ただ先ほど言っているように、市民は相当これ一般市民まで知れ渡り始まっているので、何らかの部分で議会が承認していかなきやならないという、承認したという部分に関して、別にこれを排除するとかではなくて、もう少し討議をしたいなというところで提案をした。結論が出る話ではない、当然。結論が出るなら、我々ここで反対すれば、県のほうが払うという問題ではないので。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 今るの説明を受けていた中で、弁護士の話になったんですが、市の顧問弁護士はまだキャリアも浅いというようなことも聞いております。そういったところで専門的なものがうちの市の顧問弁護士の在り方、1人ではなくてやはりセカンドオピニオン的なものも、1人の弁護士ではなく、もうちょっと複数の弁護士さんを立てて、いろいろ策を講じることによってこの額も少しは圧縮されたり、あと財源としては財政調整基金だと思うんですけれども、そういうために基金は本当に使っていていいのかなというふうなことも考えると、市の顧問弁護士の在り方というのも根本的にあるのではないかな。

専門的なものもなかなか瑕疵担保責任なんて、

今回初めて私も聞いたので、そういうふうに専門的な分野のものに関してなかなか私たち議員もスキルがついていけないということなんですけれども、弁護士とどれぐらい協議したのか、さてこの額が本当に駄目なのか、逆にこれをある弁護士さんに言ったら、もっと安くなるよとか、そういうふうな話になってしまったら、もともとの市の顧問弁護士の在り方自体が変わってくるということになると、額を少なくするほうが市民にとってある程度まだ理解できるのかなと思って、最大限の努力をしているのかなと思うと、先ほど星野委員からもありましたけれども、恐らく今の解体費用でも100万円かかるところと200万円かかるところとばらつきがあると思うんですよ。

ですから、いかにしてもっと安くやっていただくようなことも弁護士さんとも協議したり、市側はやるべきだったのではないかなというふうなことが市民に対する最大の理解だというふうなことは、僕は思っております。

以上です。

○齋藤委員 今議員間討議をどうしようかという話なんで、議員間討議したほうがいいということですか。

もう議員間討議に入っているの。

〔「入っています」と言う人あり〕

○齋藤委員 入ったんだ。

○山形委員 ですから僕は今後弁護士さんをもう少しやって、額をもっと少なくするしか僕は市民に対するそれ以上ないかななんて気はするんですけれども。

○大野委員長 星野委員。

○星野委員 物事には当然順調にいくなんていうことではないので、何かしらこういう事故とかがあったときに最善の方策はどうかということが一番最初に考えなくちゃいけないなと思っているん

ですよ。

今回、この2億3,500万円、中村委員が言ったように、僕も個人的に思うのがせいぜい補償は買った金額かなと思います。ただ、2億円というのはかなり大きいと思うので、ただじゃ今まで各委員が言ったように原因を究明して、そして要するに法的にやって、そして補償を決めるとなるとこれは時間がかかる。そうすると今度操業遅延ということで、法に今度かかってくると思いますので、やはり自分の考えとしては、一番今ベストな策としては補償して、その後できちっとしたなぜこういうふうな石が出てきたんだということは、やはり行政はしっかりと調べていただきたい。そして分かったときには、きちっと補償を求めるなら補償を求める姿勢を取っていただきたいというのは思います。

○大野委員長 ありがとうございます。

齋藤委員。

○齋藤委員 やはりこの問題、今日の損害賠償に関しては、もう今、星野委員がいろいろ言うように、算出額を支払わなきゃいけないというのは十分承知しています。問題は先ほど山形委員とかが言うように、市民に対しても知れ渡っているものですから、これに対して議会が賛成をしなければ、通っていかない問題があるので、市民向けに何らかの周知をしないと、議会の立場というのも当然あると思うんです。その辺も考えていったほうが良いと思うんです。みんな税金、税金というふうな話をされますので、その点どうなんですよ。

○大野委員長 中村委員。

○中村委員 今、齋藤委員の話だと、じゃお金かかったのはどういうふうに周知するんですか。だっ

てかかるものはこれ理由説明100回聞いているんですから、これやむを得ないでしょう。

○齋藤委員 やむを得ないですよ。2億3,538万円というのは今回やむを得なくて、当然支払う。それに対しての市民の説明をどういうふうにしていくんですかというところが。

○中村委員 市民にする説明、今度我々が今言ったような話を聞いたものを市民に言っていくしかないんで、聞かれれば。そういうふうにして、だけれども、今損害価格の決定をすれば、当然市民にこれだけ補償しましたよ。産業団地には企業さんに頑張ってくださいますよというしか言いようないでしょう。だから、これ本当に我々議会、議員間討議をした中でも、じゃどうするかということになっていくと、正直いって、こういう問題点があると、弁護士同士の話し合いになると、誰よりも真剣になるわけですから、勝つか負けるか、弁護士の腕次第というパターンに入ってくるわけですよ。

ですから、正直いいまして、立地企業さんが地元

に企業を持っていて、地元で営業を通じてやりたいという強い思いがあつてあそこを買っていただいたという原点、その下請でやった〇〇さんも那須塩原市さんの仕事を公共事業としてやっているという企業、そういったものの観点から鑑みると、ある程度話がしやすい企業じゃなかったかと、私は思う。正直いいまして。

あそこの立地企業の中で実際基礎工事をやって、基礎をやったんだけど、この工法じゃ石が出てどうしようもないんで、基礎工事を変えましょうよといって現実に基礎工事を変えている企業もいっぱいいるわけで、だけれども那須塩原市さんには将来お世話になるんで、あまり請求はできませんねという企業は社長さんの思いで、金額にあまり請求はしたくないという企業も実際に何人か聞いたことはありました。

そういうふうにして損害賠償の額の決定がほか

から出てくると、うちうちもという企業が多い中で、そういう方もいらっしゃるということも現実なんです。だけれども、実際には出た石は現実に山を見ると出ているわけですから、それに対して立地さんには一日も早く営業してもらいたいというので、市当局としては何らかの補償をつけて早く決着をしないことには一日も早く企業ができないということなんで、それをまず購入していただいた方には一日も早く操業してもらって、あそこで本当の仕事を頑張ってもらえば、那須塩原市としては一番、せつかく提供した土地から仕事ができないということになると困るということなんで、当たり前の話になっちゃうんで。

ですから、これをどうするかということで決めていくと、さっき山形委員が言いましたように、話合いによって少しまかるんですか、まかないんですかぐらいの話になっちゃうんで、最後に、議員間討議すると。これはここまで額が出たら、もうまけてくれることはまずあり得ないと思うんですよ、裁判になっても。

○齋藤委員 自分が言っているのは、この額をまけるとかまけないじゃなくて、当然企業を高林産業団地に来ていただいたというのは、すばらしく還元するべきで、そこで起業を行っていただくのに、こういうものが発生したら当然売った市が責任を持たなきゃならない、この額も払わなきゃならない、全部承知です。だから、承知の上なんだけれども、市民に対しては我々が決断下すというところ、決断下さないわけじゃないんだけれども、下すということに関してはやはり何らかのアクションをしてあげないというのが思いで言っただけで、これが覆ることはそういうことで全くなくて、県がやって、不法投棄は駄目ですよと言っているが、不法投棄の土地を市に売りつけたという、早い話がそういう話なので、先ほどから何回も言

っているように。

○中村委員 それを公表することはできないでしょう、向こうが認めていないから。

○齋藤委員 もちろん、もちろん。

○中村委員 市民に何を説明してやるかなんですよね。

○齋藤委員 だけれども、損害賠償という部分では何で損害賠償が出たんですかというのは説明しなきゃいけない。

○中村委員 石を取るしかできないでしょう。

○齋藤委員 これを取り返すかどうかこうじゃなくて、そういうものも必要じゃないかなというところで、必要でないというのは。

○中村委員 それはだって、既にもうそれはじゃあれですか、ホームページで出すとか、それとも議会で議論して委員長から今後こういうことないように嚴重注意するとか、そういうものを出すということですか。

○齋藤委員 何かアクションをしておいたほうがいいのかなという感じはしているんです。

○星野委員 もう齋藤委員に分かって市民がこれを納得すると、確かに市民の方は、当然考え方は税金を使うというふうに見ていますから、こうなったときに、例えば行政が現実的に賠償もする、解決もしていく、両方一緒にやっていくなんて、これは僕無理だと思っていますよ、正直無理。だから、まずは企業の来た方も一市民だと思うんです、那須塩原市の一市民だし、一企業でもありますので、やはり現実的にこういうのが起こったことに関しては、しっかりと市として責任はまず取っていくのが順序的には誠意を持って賠償という形でしていただきたい。

その中で、じゃなぜこういうことがあったんだということをしつかりと原因の究明をして、そしてやるべきことはやって、その後に市民に対して

御報告をしていく、やはり物事の順序的にはまず今企業の方たちにやはりその辺の誠意を尽くさなければ、今度次、工業団地を造成して、企業に来てもらうときに那須塩原市さんはこういうミスをしたのに何のあれもしないんだというようになったら、企業自体が来てくれなくなっちゃうことも考えられますので、やはり今このことについてはしっかりと行政は企業に対して誠意を持って私はやっていくべきだと思います。

その後で委員が言ったようにそういう原因があるんだから、原因ををしっかりと究明していただきたいというのが自分の意見。

○大野委員長 皆様からいろいろ御意見がございました。

改めて例えば今出てきた意見の中で、執行部のほうに質疑をしたいとかというのはありますか。特に。

山形委員。

○山形委員 私もちよっと市の顧問弁護士はどういう分野が得意でキャリアがどれぐらいなんですか。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 得意分野というところに関しましては、この専門分野とかというところまでは聞いて、把握はしていません。行政の事項の全般的にというところまでしか聞いておりません。

先ほど討議の中からも出てまいりましたけれども、市の顧問弁護士自体は2人いらっしゃいまして、今回の案件につきましては両者に御意見は聞いて対応を進めているというところでありませう。

○山形委員 キャリアはどれぐらいの弁護士さん。2人いるの。

○波多腰商工観光課長 そうです。年数までは今すぐ出てこないんですけども、1人の方はかなりのベテランの方で、お一人の方はもともと法律事務所をやられているところの御子息の弁護士さん

ということで、そういった意味では年数がちょっと浅いのかもかもしれませんですけども、そのお二人ということになります。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 額の決定までに至るまで、その弁護士さんと行政でどれぐらいの連絡を密に取って、何回で出た金額なのかと、その辺はどれぐらいコンタクトしたのか。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 すみません、正確な回数は、電話でのやり取りとか、ネットでのやり取りとか、そういったものもあるので、それを含めると何回になるか計算してみないと分からない。直接会って、御相談した回数というのは、全部で5回程度になるかと思えます。

○山形委員 分かりました。

○大野委員長 そのほか質疑等ございますか。鈴木委員。

○鈴木委員 用意ドンでこういう石が出たよというのを聞いたわけではない、順番に工事が、私はいつどの区画から工事が始まったのか分からないんですけども、一番最初に出た、こういう問題があるよと聞いて、ある程度これはだんだん問題だねと、そして弁護士さんに相談する必要があるよというところの経過は、あまり私は聞いたことがないんですけども、そこのところ1回確認したいと思うんですけども、分かりますか。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 まず、今回議案第64号で上げさせていただいている企業が第1の通報者でありました。その後、ほかの施工して、もう始まっている区画が全部で今回も含めて5社あったわけなんですけれども、今回以外の4社に対して、まず今回の案件のところからこういう碎石が出てきていますよという情報提供を市のほうからほかの

4社にまずさせていただいております。そのお話をさせていただいた後に、ほかの4社についても我々のところでも大きいのが出てきていますというお話が入ってきたというところが石に関する情報の流れというか、そういった流れで我々も把握していったというところになります。

○大野委員長 よろしいですか。

鈴木委員、簡潔に。

○鈴木委員 これだけ要するに、これ聞いたのが最初の石が小さいうちに何か止められるところがあったんじゃないかと、もともとの膨らんでいってしまったところがちょっと気になったんで、要するに工事が進まなければまた違う対応の仕方があったんじゃないかなというところは、どんなふうに市は考えているのでしょうか。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 今回の案件のところが初めて出てきたところなんで、ここの立地企業に関しては相当程度工事が進んでしまっていたんですが、ほかの企業につきましてはそれほど工事が進んでいない、もしくは5社のうち1社は、まだ着手し始めたばかりだったというところもありまして、碎石が出てくる想定で工事のスケジュールを組んでいただいたりということをさせていただいた企業さんもありました。ですので、そういった意味では逆に賠償額が膨らまないで済んだところもございましたし、そういった部分では、これ不幸中の幸いかもしれないですけども、情報を市のほうからほかの4社に確認したというところで被害が防げたというか、賠償金額が多くならずに済んでいるというようところがございます。

○大野委員長 議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了

いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第64号 損害賠償の額の決定及び和解については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第64号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。

40分開始で。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時39分

○大野委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎議案第65号の説明、質疑、討論、採決

○大野委員長 次に、議案第65号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○波多腰商工観光課長 (議案第65号について説明。)

○大野委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「じゃ、それじゃ、ちょっと」と言う人あり〕

○大野委員長 中村委員。

○中村委員 1、2、3、4の金額の根拠の中で、ちゃんと300立米に、碎石の処理にして539万円、将来同じぐらいのものが出るだろうということの積算で1,320万円を計上されておりますが、将来は300立米ぐらい出るだろうという予想の中での1,320万円を積算という説明の中からすると、倍以上かかるような将来になってしまう見込みをどう判断したのか、ちょっと聞かせてください。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 今回、当該立地企業につきましては、今回の、いわゆる第1期工事で施工した面積に対して今回300㎡程度の碎石が出土しているんですけども、将来の増設計画が今回建てた建物よりも相当大きい面積を予定しているということから、今回と同程度のものが出るとすると、将来はその300㎡以上のものが出るとい、要は同程度のものが出るとい算出方法を使いますと、この1,320万6,000円という金額となったということになります。

○大野委員長 中村委員。

○中村委員 理解いたしました。

そうしますと、近い将来、もう建築設計、設計の案も大体こんなもんですよというのをある程度お示しになられて、確認されておりますか。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 2期工事については、詳細な設計まではできていないというところですが、敷地内のどの辺りにどの程度の面積を建てるという計画まではできておりますので、それを確認した上でこの金額を算出をさせていただいております。

す。

〔「はい。ありがとうございます」と言う人あり〕

○大野委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○大野委員長 それでは、ないようですので、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第65号 損害賠償の額の決定及び和解については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第65号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会(第三分科会)に切り替えます。

—————◇—————

◎議案第61号の説明、質疑、討

論、採決

○大野委員長 それでは、議案第61号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○波多腰商工観光課長 （議案第61号について説明。）

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

○山形委員 先ほど、今ありました2項2目の観光振興費ですね。これが9月30日、1日と2日間イベントで行うというふうなことで、市のブースを活用するというので、これをやるに当たって、お金も使うといったその経緯ですね。どういう方がやりましょうということでこの場所の設定という、まあ、県がやっているところでありますので、県との兼ね合いがあったのか、その辺、開催に至るまでの経緯を教えてくださいませんか。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 今回のこのイベントにつきましては、実行委員会形式で実施をするというものになります。

実行委員会の主催者は、GREEN with SEA実行委員会という実行委員会になりました。こちらは直接は、過去にほかの場所でもこういった音楽フェスのイベントをやっている団体になるんですけども、趣旨としては、もともと環境保全というテーマをしている団体で、もともと海的环境保全ということで主に海の周辺でこういうイベントをやっていたという経緯があるようなんですが、今回、海をきれいにするためには、こういう山の自然もきれいにしなければいけないと

いうことから、山での開催を模索していたところ、県のほうと調整する中で、那須野が原公園というところで開催するというに至ったというふうに伺っております。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 まあ、ONSEN・ガストロノミーのPRを兼ねてということですけども、このイベントによって誘客につながる、こういったところを一番誘客に、費用対効果ですね、その辺をどの辺を期待しているのかお伺いします。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 先ほどの御説明の中でも申し上げましたが、ONSEN・ガストロノミーウオーキング、県外の方の御参加もかなり見込まれるところになります。これまでコロナ禍ということで人数を少し絞って開催していたところではあるんですが、今年度につきましては、通常程度の人数、300名程度を予定しているんですけども、倍以上の参加人数が予定されますので、県外の方へもっと周知をする必要があるというところから、このブースを出展して、ONSEN・ガストロノミーウオーキングへの参加を促すということで、今年度もこの秋に予定しておりますので、この9月30日、10月1日のタイミングであれば、ちょうどその申込み期間の調整をしようと呼び込めるのではないかとということで、本ブースを出展する考えに至りました。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○大野委員長 そのほかございますか。

中里委員。

○中里委員 企業誘致事業費のところですね、賠償金約2億5,000万円というところで、ここに財政調整基金を充当するというところでございますけれども、財政調整基金をこの賠償金に充当するという事になったその経緯についてお伺いいたし

ます。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 先ほども御説明の中で少しお話ししましたが、財源につきましては、役所の中の財政課と協議をした上で決定をしております。その中で、財政課も幾つかの手法の中で、今回の産業団地につきましては財政調整基金でという判断をしたというところで、詳細につきましては、総務企画常任委員会の範疇でもありますので、私のほうではそこまでの御説明になるかと思います。

〔「はい、了解しました」と言う人あり〕

○大野委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○大野委員長 それでは、ないようなので、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第61号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第61号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

商工観光課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

—————◇—————

○大野委員長 では、ちょっと時間早いですけれども、始めさせていただきますので。

会議再開前に、本日は最初の常任委員会になりますので、部長から順にこちらがやるんですけれども、担当職員の御紹介をお願いいたします。

○河合市民生活部長 この4月から市民生活部長となりました河合と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高塩市民課長 市民課長の高塩です。今年2年目になります。どうぞよろしくお願ひします。

○高橋市民課長補佐兼戸籍係長 市民課長補佐兼戸籍係長高橋と申します。今年で2年目になります。よろしくお願ひいたします。

○渡邊市民係長 市民課市民係長渡邊と申します。今年度4月から担当です。よろしくお願ひします。

○大野委員長 ありがとうございました。今年度もよろしくお願ひいたします。

再開 午後 1時00分

○大野委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎市民生活部の審査

○大野委員長 これより、市民生活部の審査に入ります。

初めに、市民生活部長から御挨拶をお願いいたします。

○河合市民生活部長 (挨拶。)

○大野委員長 ありがとうございます。



◎市民課の審査

○大野委員長 ただいまから市民課の審査に入ります。

市民課の皆様、お疲れさまです。

市民課につきましては、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、建設経済常任委員会を予算常任委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。



◎議案第61号の説明、質疑、討

論、採決

○大野委員長 それでは、議案第61号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○高塩市民課長 (議案第61号について説明。)

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

○山形委員 今、令和6年に国外に、利用する方々のマイナンバーということで、これを改修するというと、どれくらいこの更新期間というか、これ

は1年度なのか、単年度なのか、どれくらいこの改修することによって利用期間ができるのかというのはどうなんですかね。アプリケーション自体。

○大野委員長 課長。

○高塩市民課長 一応、アプリケーションの改修はこの夏予定されているところです。その後、戸籍のほうのシステムと連動させて、海外利用者については、基本、転出すると住民票がなくなってしまうものですから、戸籍の基本情報を用いて異動させるというような仕組みになっています。

令和6年度4月1日からになるのか、それともまた、リミットは5月30日までなんですけど、その間のうちには施行されるというふうには思っています。

[「分かりました」と言う人あり]

○大野委員長 そのほかございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 それでは、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第61号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないと認めます。

よって、議案第61号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市民課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時14分

○大野委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

◎建設部の審査

○大野委員長 これより、建設部の審査に入ります。

初めに、建設部長から御挨拶をお願いします。

○富山建設部長 （挨拶。）

○大野委員長 ありがとうございます。

◎道路課の審査

○大野委員長 ただいまから道路課の審査に入ります。

道路課の皆様、お疲れさまです。

道路課につきましては、建設経済常任委員会に対する付託案件がないため、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

◎議案第61号の説明、質疑、討論、採決

○大野委員長 それでは、議案第61号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○高野道路課長 （議案第61号について説明。）

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中里委員。

○中里委員 1001事業のところですね、工事請負費が約2,600万円減額されたということで、当初見込んでいた工事の規模、その減額に伴って工事の規模も縮小されたという認識でよろしいのかお伺いいたします。

○大野委員長 高野課長。

○高野道路課長 そうですね、2,600万円、若干やっぱり延長的には縮小されたということでございます。

○大野委員長 中里委員。

○中里委員 じゃ、当初の工事規模とどのぐらいその延長が短くなったのか、お伺いします。

○大野委員長 高野課長。

○高野道路課長 今回ですと、こちらは主に新南・下中野線ですね、御存じのとおりだと思うんですが、そこが、当初2,600万円ということで、延長にすると100mぐらい見ていたんですね。これは、ライスラインとぶつかるその手前のところの辺りの改良工事を見ていたんですが、東関根辺りですね。ちょっとそこがなかなか合意が得られずとい

うことで、ちょっと着手に踏み切れないということ
とでございまして、その手前の市道奥の交差点改
良、これにちょっとシフトしたということござ
いますので、延長的には若干短くなるんですが、
ここの交差点をすることで、今回、今年度末に予
定しています暫定改良に向けて、交差点の改良が
できるということになりましたものですから、規
模縮小になるんですが、効果は確保したというよ
うな状況かなとは思っていますけれども。

〔「はい、了解です」と言う人あり〕

○大野委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 今質疑があったところと同じところな
んですけども、この三区町1522号線の減額の概
要は何ですかね。

○大野委員長 高野課長。

○高野道路課長 こちらも、これ烏ヶ森公園の脇の
道ですね、道路改良工事、400号の今施工してい
ますけれども、県のほうでですね。それと、烏ヶ
森の公園の間の道、烏ヶ森の外周があると思うん
ですが、そこの道路改良を今進めているんですね。
これは、そもそもでいいますと、このルート400
のほうで中央分離帯が設置されるということで、
その400号と烏ヶ森の間のこの住民の方が、大田
原方面に行くのにやっぱり中央分離帯ができると
支障になるというような声がありまして、そんな
ことでこの事業化したものでございます。

延長については500mぐらいあるんですけど
も、こちらについても令和2年度、工事のほうは
進めていまして、令和6年度には完了の見込みで
はあります。

ですから、やっぱり今回の工事費のほう、先ほ
どお話ししたとおり、やっぱり事業規模が縮小、
工事、予算が縮小になるということで、こちらの
工事も道路改良の延長ですかね、当初見込みが

100m見込みであったのが、このお金からいうと
55mぐらいになってはしまうんですが、そんなと
ころで工事費のほうでちょっと調整をさせていた
だいているというような状況でございます。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、半分ぐらいになっていま
すね、話がね。全体の、これに伴って、今後の全
体の予定だった完了時期というのは、どういうふ
うに変わるのか教えていただけますか。

○大野委員長 高野課長。

○高野道路課長 完了は、そもそもは今年、今年度
というぐらいで見込んでいたんですが、今言っ
たようにちょっと補助金の関係もありまして、来
年度、今の予定ですと令和6年度末の完成を目指
しているということでございます。

○大野委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○大野委員長 ないようですので、質疑の途中です
が、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見はご
ざいますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び
質疑を終了したいと思います、異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了
いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結

し、これより採決いたします。

議案第61号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第61号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

道路課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時33分

○大野委員長 では、休憩前に戻って会議を再開いたします。

○大野委員長 ここで、中村委員より発言があります。

中村委員。

○中村委員 先ほど、産業観光部のときに、議案第64号において、議員間討議の中で業者名〇〇〇〇及び〇〇〇〇の削除をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○大野委員長 よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○大野委員長 了解いたしました。

ら何かございますか。

〔「私たちのほうからはいいです」「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 じゃ、事務局から何かございますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○大野委員長 事務局。

○飯泉書記 （事務連絡。）

◎閉会の宣告

○大野委員長 以上で本定例会議における委員会の審査事項は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出いたしますので、御一任くださいますようお願い申し上げます。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 1時35分

◎その他

○大野委員長 じゃ、その他として、委員の皆様か